

業 務 概 要

業 務 名	フラワーポット管理業務	
業 務 番 号	2021-403	
契約担当課	緑化推進グループ	担当：頭高
担当課等連絡先	Tel 072-245-0070	Fax 072-245-0069
施行場所等	大小路筋、堺駅前、堺警察署、堺東駅前、湊駅前、大仙公園予定地、大仙公園第3駐車場前、上野芝駅前、鳳駅前、深井駅前、榎・美木多駅前、光明池駅前	
業務内容	別紙仕様書等のとおり	
入札参加資格	<p>次の(1)を満たす者</p> <p>(1) 下記①から⑫まで満たす者のうち本市に本社、本店を有する者</p> <p>① 地方自治法施行令第167条の4及び堺市契約規則第3条の規定に該当しない者かつ公益財団法人堺市公園協会契約実施細則第3条の規定に該当する者</p> <p>② 堺市物品調達、委託等入札参加資格登録事務取扱要綱(以下「登録要綱」という。)に基づく入札参加資格について、業種及び種目「屋外施設の維持管理 053001 公園・緑地等管理」で登録している者。</p> <p>③ 入札参加申込の締切日から開札日まで(再度入札を行う場合においては、再度入札の開札日まで)の間、堺市入札参加有資格者の入札参加停止等に関する要綱による入札参加停止または入札参加回避(改正前の堺市入札参加有資格者の指名停止等に関する要綱に基づく指名停止または指名回避を含む)を受けていない者かつ(公財)堺市公園協会入札参加有資格業者の指名停止等に関する要綱に基づく指名停止等の措置を受けていない者</p> <p>④ 会社更生法第17条に規定する更正手続き開始の申立て(同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされている更正事件に係る同法による改正前の会社更生法第30条に規定する更正手続き開始の申立てを含む。)がなされている者(同法199条に規定する更正計画認可の決定(旧法第223条に規定する更正計画認可の決定を含む。)を受けている者を除く。)又は民事再生法第21条に規定する再生手続き開始の申立てがなされている者(同法174条に規定する再生計画認可の決定を受けている者を除く。)等経営状態が著しく不健全な者でないこと。</p> <p>⑤ 入札参加申込の締切日から開札日まで(再度入札を行う場合においては、再度入札の開札日まで)の間に、堺市契約関係暴力団排除措置要綱(以下「排除要綱」という。)による入札参加除外(改正前の堺市暴力団等排除措置要綱及び堺市建設工事等暴力団対策措置要綱に基づく入札参加除外を含む。)を受けていない者。また、排除要綱第5条第2号に規定する、大阪府警察本部から暴力団員又は暴力団密接関係者に該当する旨の通報等(改正前の堺市暴力団等排除措置要綱に規定する通報等を含む。)を受けた当該通報に係る者でないこと。</p> <p>⑥ 当該業務の入札者(契約に関する権限等を委任された受任者を含む)が、他の入札者(契約に関する権限等を委任された受任者を含む)を兼ねていないこと(同一代表者が複数の企業で同一業務に参加することができません。)</p> <p>⑦ 経営審査を受け、造園工事の総合評定値(P)を有する者。(有効期限内のもの)</p> <p>⑧ 造園工事の技術者(1、2級造園施工管理技士、又は5年以上の実務経験)を申し込み時点で保有(雇用)していること。</p> <p>⑨ 仕様書に基づき、信義に従い誠実に業務を履行できる者。</p> <p>⑩ 組合や協会等の各種団体については、その構成員が当該業務に入札参加の申込みをしていないこと。</p> <p>⑪ 入札説明書で指定する書類の全てを提出できること。</p> <p>⑫ 登録要綱第3条第1号に定める市内業者であること。</p>	
契約予定期間	令和3年4月1日～令和4年3月31日	

※ 詳細については、仕様書、入札説明書等をご覧ください。

入札説明書

1 契約（業務）担当課

〒590-0803

公益財団法人堺市公園協会 担当：頭高

電話 072-245-0070

FAX 072-245-0069

E-mail sakai-pa@siren.ocn.ne.jp

2 条件付一般競争入札に付する事項

- (1) 業務名
フラワーポット管理業務
- (2) 業務内容等
別紙「フラワーポット管理業務」仕様書等のとおり。
- (3) 履行期間
令和3年4月1日～令和4年3月31日
- (4) 契約方法
総価と単価の複合契約
- (5) 最低制限価格
設定する。

3 条件付一般競争入札参加資格

次の(1)を満たす者

- (1) 下記①から⑫まで満たす者のうち本市に本社、本店を有する者
 - ①地方自治法施行令第167条の4及び堺市契約規則第3条の規定に該当しない者かつ公益財団法人堺市公園協会契約実施細則第3条の規定に該当する者
 - ②堺市物品調達、委託等入札参加資格登録事務取扱要綱（以下「登録要綱」という。）に基づく入札参加資格について、業種及び種目「屋外施設の維持管理 053001 公園・緑地等管理」で登録している者。
 - ③入札参加申込の締切日から開札日まで（再度入札を行う場合においては、再度入札の開札日まで）の間、堺市入札参加有資格者の入札参加停止等に関する要綱による入札参加停止または入札参加回避（改正前の堺市入札参加有資格業者の指名停止等に関する要綱に基づく指名停止または指名回避を含む。）を受けていない者かつ公益財団法人堺市公園協会入札参加有資格業者の指名停止等に関する要綱に基づく指名停止等の措置を受けていない者
 - ④会社更生法第17条に規定する更正手続き開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされている更正事件に係る同法による改正前の会社更生法第30条に規定する更正手続き開始の申立てを含む。）がなされている者（同法199条に規定する更正計画認可の決定（旧法第223条に規定する更正計画認可の決定を含む。）を受けている者を除く。）又は民事再生法第21条に規定する再生手続き開始の申立てがなされている者（同法174条に規定する再生計画認可の決定を受けている者を除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
 - ⑤入札参加申込の締切日から開札日まで（再度入札を行う場合においては、再度入札の開札日まで）の間に、堺市契約関係暴力団排除措置要綱（以下「排除要綱」という。）による入札参加除外（改正前の堺市暴力団等排除措置要綱及び堺市建設工事等暴力団対策措置要綱に基づく入札参加除外を含む。）を受けていない者。また、排除要綱第5条第2号に規定する、大阪府警察本部から暴力団員又は暴力団密接関係者に該当する旨の通報等（改正前の堺市暴力団等排除措置要綱に規定する通報等を含む。）を受けた当該通報に係る者でないこと。
 - ⑥当該業務の入札者（契約に関する権限等を委任された受任者を含む）が、他の入札者（契約に関する権限等を委任された受任者を含む。）を兼ねていないこと（同一代表者が複数の企業で同一業務に参加することができません。）
 - ⑦経営事項審査を受け、造園工事の総合評定値（P）を有する者。（有効期限内のもの）
 - ⑧造園工事の技術者（1、2級造園施工管理技士、又は5年以上の実務経験）を申し込み時点で保有

(雇用) していること。

- ⑨仕様書に基づき、信義に従い誠実に業務を履行できる者。
- ⑩組合や協会等の各種団体については、その構成員が当該業務に入札参加の申込みをしていないこと。
- ⑪入札説明書で指定する書類の全てを提出できること。
- ⑫登録要綱第3条第1号に定める市内業者であること。

4 条件付一般競争入札参加の申込み

前記条件付一般競争入札参加資格を全て満たし、当協会への入札参加を希望する者は入札関係書類を熟読の上、受付期間に、必要事項を記載した条件付一般競争入札参加申込書兼誓約書を、下記提出先に一般書留又は簡易書留郵便で提出しなければならない。

(1) 受付締切

令和3年 3月18日(木)まで(午後5時必着) 郵送 持参不可

(2) 提出書類等

- ① 条件付一般競争入札参加申込書兼誓約書
- ② 1、2級造園施工管理技士の資格証の写し、又は5年以上の実務経験を証明するもの(実務経歴書)
- ③ 主任技術者調書及び実務経歴書
- ④ 上記主任技術者の健康保険被保険者証の写し又は雇用保険被保険者証等の写し

(3) 郵送先

〒590-0803
堺市堺区東上野芝町1丁4番地3(2F)
公益財団法人堺市公園協会

5 条件付一般競争入札参加資格確認結果通知書等の交付

前記4の入札参加の申込みを行った方へ、当協会より下記のとおり、条件付一般競争入札参加資格確認結果通知書他、入札に必要な書類を下記の予定で交付しますので来所ください。なお、貼付しております「条件付一般競争入札参加資格確認結果通知受領書」に記載例のとおり記入・押印の上、必ずご持参ください。

関係書類交付日

令和3年 3月22日(月) 午前9時30分から午後4時30分まで(厳守)
(ただし、正午から12時45分の間は除く)

交付場所

堺市堺区東上野芝町1丁4番地3(2F)
公益財団法人堺市公園協会

6 仕様書等に関する疑義

仕様書等の入札関係書類において疑義がある場合は、電子メール e-mail (sakai-pa@siren.ocn.ne.jp)にて質問すること。

その際、質問のある業務名、質問者の名称、商号、担当者氏名、電話番号、FAX番号、Eメールアドレスを明記の上、質問してください。

(1) 質問締切

令和3年 3月19日(金) 午前11時30分まで

(2) 回答

令和3年3月22日(月)条件付一般競争入札参加資格確認結果通知書等の交付の際、文書にてお答えします。

7 入札方式

本業務の入札方式は、条件付一般競争入札とする。

8 入札方法

- (1) 入札は郵便入札でおこなう。
- (2) 入札は当協会指定の入札書にて行うものとし、これによらない場合は失格とする。
- (3) 入札書に記載される金額は総価でおこなう。
- (4) 契約方法は総価と単価の複合契約でおこなう。
- (5) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税の相当額(以下「消費税相当額」という)を加えて得た金額(当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた金額)をもって落札金額とするため、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の消費税等相当額を含まない金額を入札書に記載すること。

9 入札書の封かん

入札書は必ず当協会から交付する封筒(緑色)に入れ、入札書に押印した印鑑と同じ印鑑で封印すること。また、封筒の裏面には必ず会社名を記載すること。

10 入札書の提出方法

入札書は下記提出期間の間に必ず一般書留又は簡易書留にて郵送すること(持参不可)。なお、必ず当協会指定の入札書、入札書封入用小封筒(緑色)、入札書郵送用大封筒(青色)にて入札するものとし、一度提出された入札書の引換え、変更又は撤回は一切認めない。また、入札書が提出締切日までに提出されなかった場合、若しくは当協会指定の入札書、封筒を使用していない場合は、当該入札を無効とする。

(1) 提出締切

令和3年 3月26日(金) 午後5時まで(必着・持参不可)

(2) 提出先

〒590-0803

堺市堺区東上野芝町1丁4番地3(2F)

公益財団法人堺市公園協会

(既に入札書郵送用大封筒に記載済)

※必ず「郵便による入札の注意事項」(入札参加者に配付します)を熟読の上、入札に参加すること。

11 開札等

(1) 開札の日時及び場所

ア 日時 令和3年3月29日(月) 午前10時00分

イ 場所 堺市堺区東上野芝町1丁4番地3

公益財団法人堺市公園協会 2F 会議室

(2) 開札への立会い

開札は公開とし、入札参加者の内、開札への立会いを希望する者は立ち会うことができる。ただし、その際は、開札場所への入室は1者1名とし、入室の際に「条件付一般競争入札参加資格確認結果通知書」の提示が必要となります。

(3) 開札時に持参する物

- ・条件付一般競争入札参加資格確認結果通知書
- ・入札書に押印している印鑑(代理人が出席する場合は委任状に押印されている個人印)
- ・委任状(代理人が出席する場合のみ)
- ・筆記用具

(4) 開札

開札後、最低制限価格を下回る入札を行った者は無効とし、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札候補者とし、契約の手続き(落札決定後、5日以内に契約締結をする。)に入ります。また、落札候補者が当該業

務の契約に応じない場合(錯誤の入札等)は、当該入札を無効(堺市公園協会入札参加有資格業者の指名停止等に関する要綱に基づき、指名停止の措置をおこなうことがある)とし、予定価格の制限範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、次順位以降の者を順次繰り上げ、落札候補者とする。

(5) 同価の場合の取扱

開札の結果、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、その場で直ちに、くじ引きを行い落札候補者を決定します。なお、入札者が当該入札に立会人として参加している場合は、その者がくじを引き、参加していない場合は、これに代えて、当該入札事務に関係のない当協会職員にくじを引かせるものとします。

(6) 入札回数

入札回数は、1回限りとする。地方自治法施行令第167条の8及び公益財団法人堺市公園協会契約実施細則第21条に規定する再度入札は実施しない。

(7) 落札予定業者がないとき

入札の結果、落札者となるべき入札者がいないときは、後日、速やかに入札方法を改めて新たに入札を行います。

(8) 入札結果の連絡

落札者にのみ、電話にて入札結果を連絡します。なお、入札結果は後日、堺市公園協会ホームページ(<http://www.sakai-park.or.jp/>)の入札情報の公表する予定

1.2 入札参加停止の措置等を受けた入札参加者または落札者について

公益財団法人堺市公園協会理事長は、開札から落札決定までの期間において、入札参加者が次のいずれかに該当した場合は、落札者としません。また、理事長は落札決定から契約締結までの期間において、落札者が次の(1)、(2)、(4)のいずれかに該当した場合は、契約を締結しないことができ、次の(3)に該当した場合は、契約を締結しません。

- (1) 「堺市入札参加有資格者の入札参加停止等に関する要綱」及び堺市公園協会「入札参加有資格業者の指名停止等に関する要綱」による入札参加停止または入札参加回避(改正前の「堺市入札参加有資格業者の指名停止等に関する要綱」に基づく指名停止または指名回避を含む。)の措置を受けた場合。
- (2) 会社更生法第17条に規定する更正手続き開始の申立て(同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされている更正事件に係る同法による改正前の会社更生法第30条に規定する更正手続き開始の申立てを含む。)がなされている者(同法199条に規定する更正計画認可の決定(旧法第223条に規定する更正計画認可の決定を含む。)を受けている者を除く。)又は民事再生法第21条に規定する再生手続き開始の申立てがなされている者(同法174条に規定する再生計画認可の決定を受けている者を除く。)等経営状態が著しく不健全な者の場合。
- (3) 入札参加申込の締切日から開札日まで(再度入札を行う場合においては、再度入札の開札日まで)の間に、堺市契約関係暴力団排除措置要綱による入札参加除外(改正前の堺市暴力団等排除措置要綱及び堺市建設工事等暴力団対策措置要綱に基づく入札参加除外を含む)の措置を受けた場合、また、排除要綱第5条第2号に規定する、大阪府警察本部から暴力団員又は暴力団密接関係者に該当する旨の通報等(改正前の堺市暴力団等排除措置要綱に規定する通報等を含む。)を受けた当該通報に係る者の場合。
- (4) (1)、(2)、(3)のほか、入札参加資格を満たさなくなった場合。

1.3 入札の辞退

入札を辞退する場合は、必ず当該案件の開札日の前日(土・日曜日、祝日の場合はその前日)までに入札辞退届を、前記1契約(担当)課に提出してください。ただし、入札書を既に提出した場合、入札の辞退は出来ません。

1 4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札書提出の際には必ず「郵便による入札の注意事項」を熟読の上、当協会が定めた提出方法にて提出すること。なお、当協会が定めた提出方法以外で入札書を提出した場合は無効とする。
- (3) 当協会へ提出する書類に虚偽の記載をした場合は、公益財団法人堺市公園協会入札参加有資格業者の指名停止等に関する要綱に基づき指名停止等の措置を行うことがある。
- (4) 入札参加者は地方自治法、同法施行令、公益財団法人堺市公園協会契約実施細則、業務概要、仕様書等、契約書(案)、入札説明書等の内容及びその他契約条件を熟知のうえ入札に参加すること。
- (5) 入札保証金
免除する。ただし、落札者が正当な理由なく契約締結に応じないときは、落札金額の100分の3に相当する違約金を徴する。
- (6) 契約保証金
要（契約金額の100分の10以上。ただし利子は付さない。）。ただし、下記のア～ウに該当する場合は、免除する場合がある。
 - ア 保険会社との間に当協会を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その証書を提出したとき。
 - イ 過去2年間に、当協会、国（公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と、種類及び規模をほぼ同じくする契約を1回以上締結し、これらをすべて誠実に履行したとき。（当協会以外の場合は、履行実績証明書が必要）
 - ウ 契約金額が、1,000,000円以下であるとき。
- (7) 入札の中止等
入札に関し、入札参加者が不正な行為を行った場合、又は不正な行為を行ったおそれが非常に強い場合等、本入札を公正に執行することができないと判断されるときは、入札の執行を延期又は中止することがある。
- (8) 入札の無効
次に掲げる入札は無効とする。
 - ア 入札書が所定の日時を過ぎて到着したとき。
 - イ 入札書の記入事項について、必要な文字を欠き、又は判読できないとき。
 - ウ 入札書に記名押印がないとき。
 - エ 入札金額を訂正した入札。
 - オ 鉛筆等訂正容易な筆記用具を用いて入札書に記入したとき。
 - カ 1つの入札に対して2通以上の入札書を提出したとき。
 - キ 本件公示に示した入札に参加する資格のない者がした入札。
 - ク 本入札に係る書類に虚偽の記載をした者がした入札。
 - ケ 入札保証金を要する場合において、これを納付せず、又はその金額に不足があるとき。
 - コ 入札者若しくはその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札したとき。
 - サ 代表者（契約に関する権限等を委任された受任者を含む）若しくはその代理人が、他の入札者の代表者（契約に関する権限等を委任された受任者を含む）若しくはその代理人を兼ねているとき。
 - シ 入札に関し不正な行為を行ったとき、又は不正な行為を行ったおそれが非常に強いとき。
 - ス その他、公正な入札執行を阻害する入札。
 - セ 当協会が定める提出方法以外の方法で入札書を提出したとき。
 - ソ その他入札に関する条件に違反したとき。
 - タ 最低制限価格を下回る金額で入札したとき。
 - チ その他堺市契約規則第22条及び公益財団法人堺市公園協会契約実施細則第20条に該当する入札
- (9) 契約の締結日
落札決定後、5日（市の休日を除く。）以内に契約を締結することとする。

(甲号設計)

設 計 書									
年 度	3	_____					主管		
業 務 名 称	_____ フラワーポット管理業務 _____								
設 計	令和3年 3月								
期 間	令和3年 4月 1日 ~ 令和4年 3月31日								
履 行 場 所	大小路筋、堺駅前、堺警察署、堺東駅前、湊駅前、大仙公園予定地、大仙公園第3駐車場前、上野芝駅前、鳳駅前、深井駅前、梅・美木多駅前、光明池駅前								
公 益 財 団 法 人 堺 市 公 園 協 会									

設計概要	本業務は、大小路筋、堺駅前、堺警察署、堺東駅前、湊駅前、	
	大仙公園予定地、大仙公園第3駐車場前、上野芝駅前、鳳駅前、	
	深井駅前、梅・美木多駅前、光明池駅前に設置している	
	フラワーポット、花壇及び、ハンギングバスケットの維持管理	
	を業務委託するものである	
	除草（伐根除草）	1回
	灌水（トラック使用1）	80回
	灌水（トラック使用2）	50回
	灌水（トラック使用3）	16回
灌水（トラック使用4）	6回	
灌水（散水栓）	80回	
洗浄	12回	
備考	工種区分：道路維持（役務委託） 施工地域区分：市街地（大都市(2)） 建設技能労働者や交通誘導員等の現場労働者にかかる経費として、 労務費のほか各種経費（法定福利費の事業者負担額、労務管理費、 安全訓練等に要する費用等）が必要であり、本積算ではこれらを現 場管理等の一部として計上している。	
設計金額	<u>¥</u> <u>円也</u>	
委託価格	<u>¥</u> <u>円也</u>	
消費税額	<u>¥</u> <u>円也</u>	
処分費	<u>¥</u> <u>円也</u>	
公益財団法人 堺市公園協会		

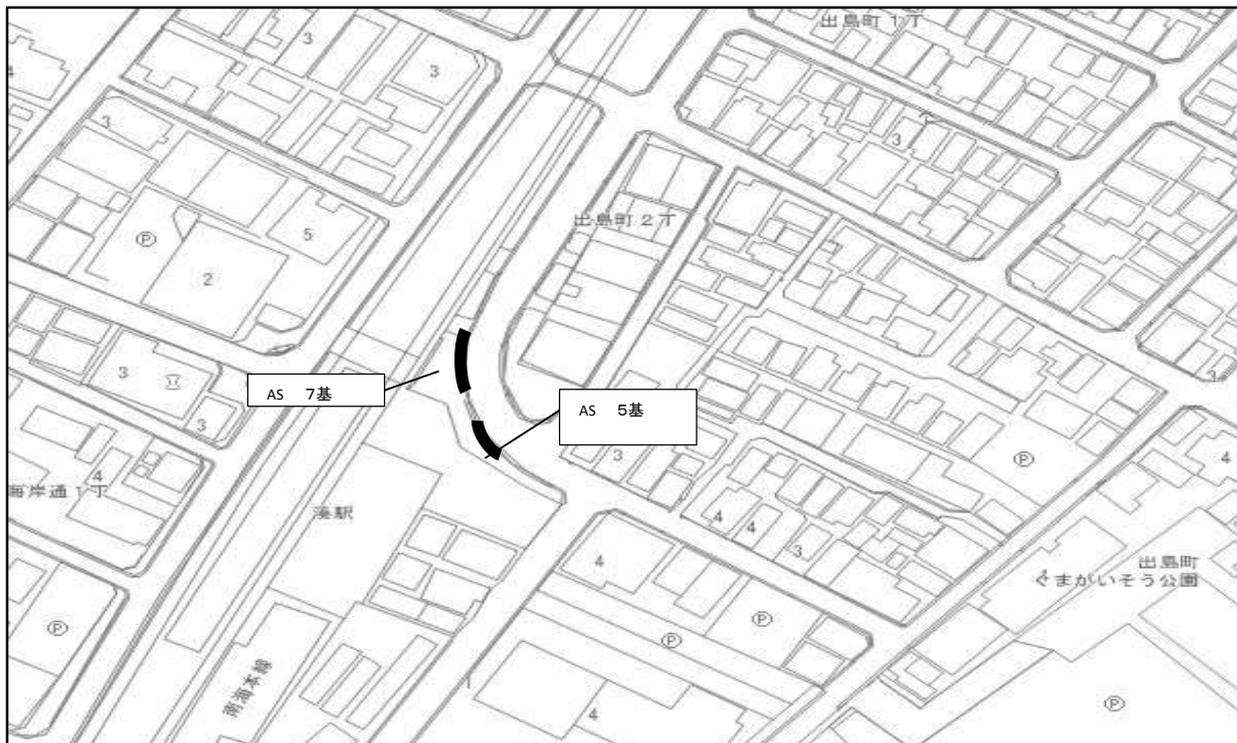
百舌鳥駅周辺



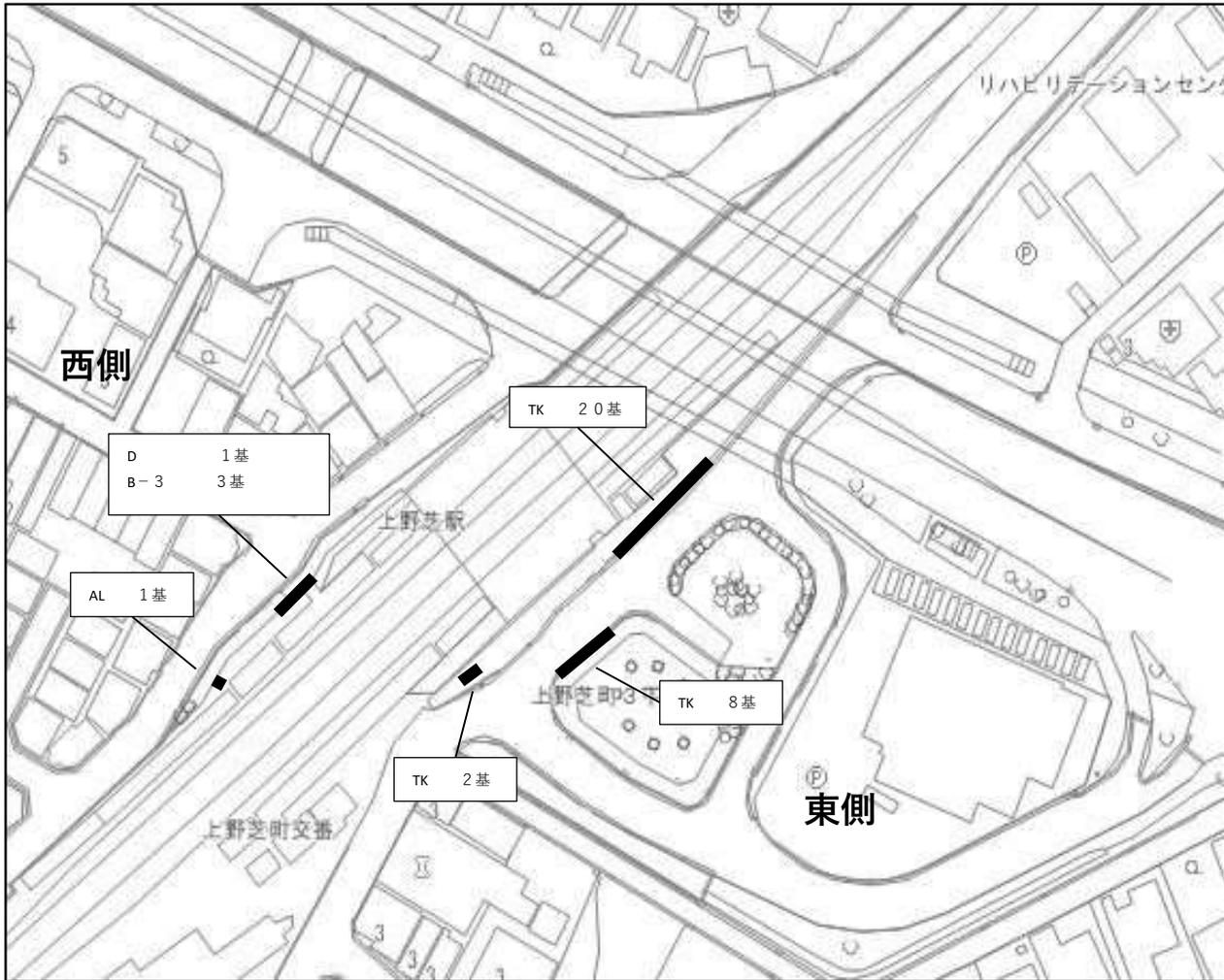
堺警察署前



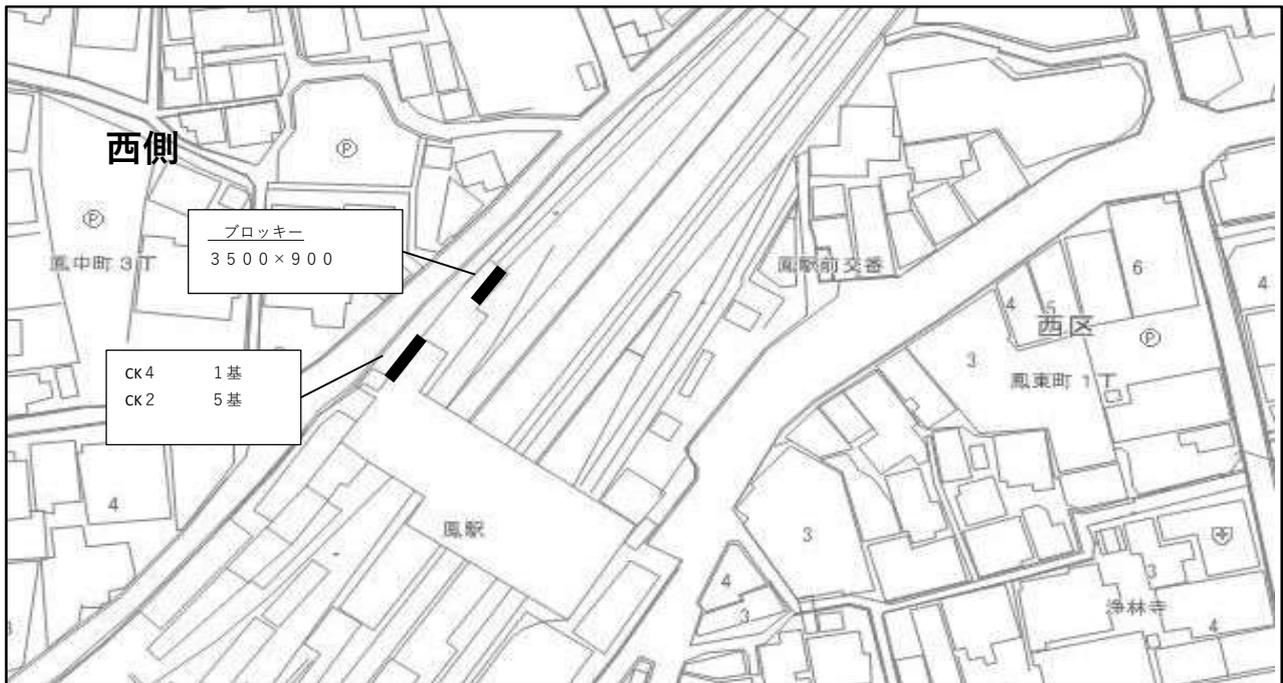
湊駅前



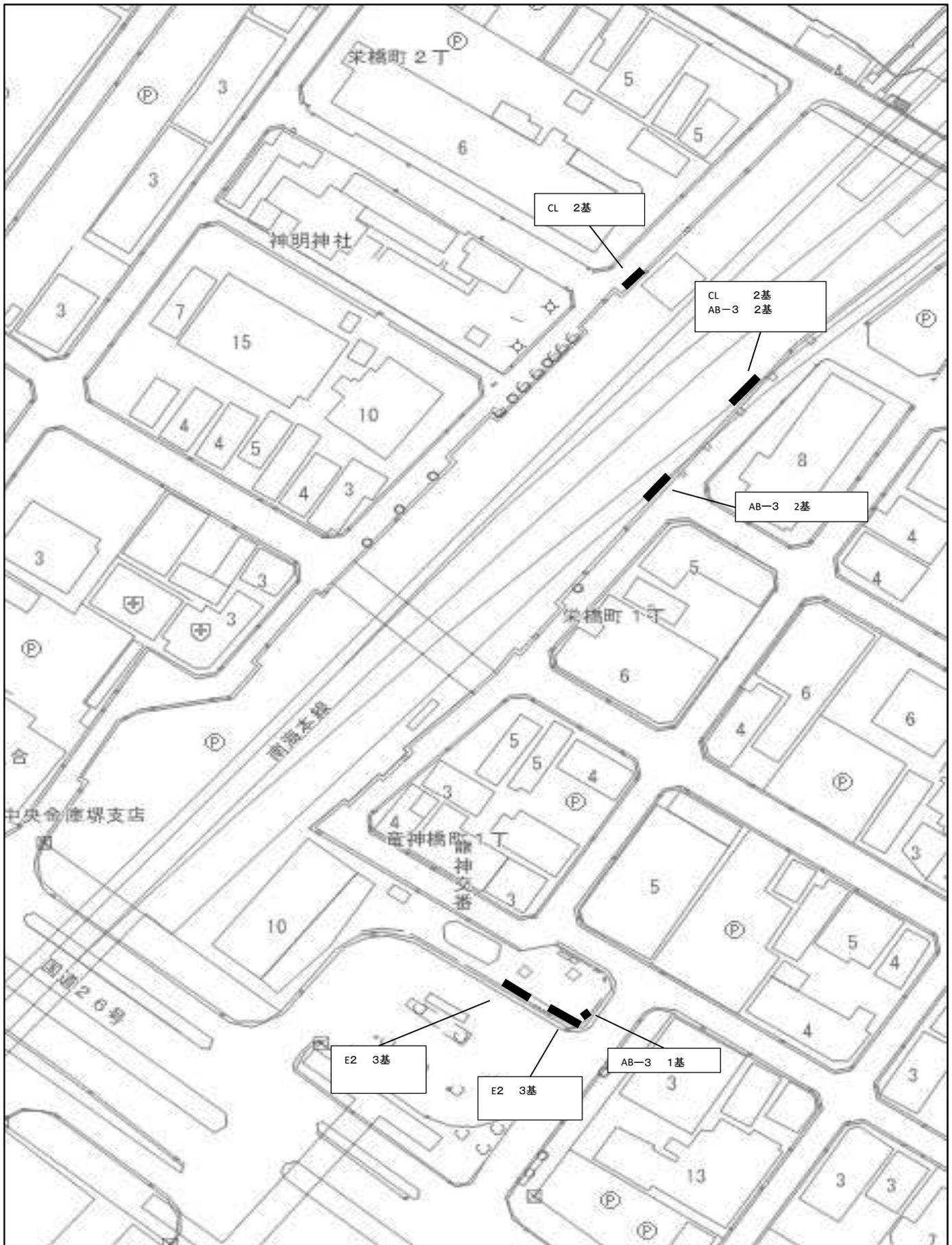
上野芝駅前



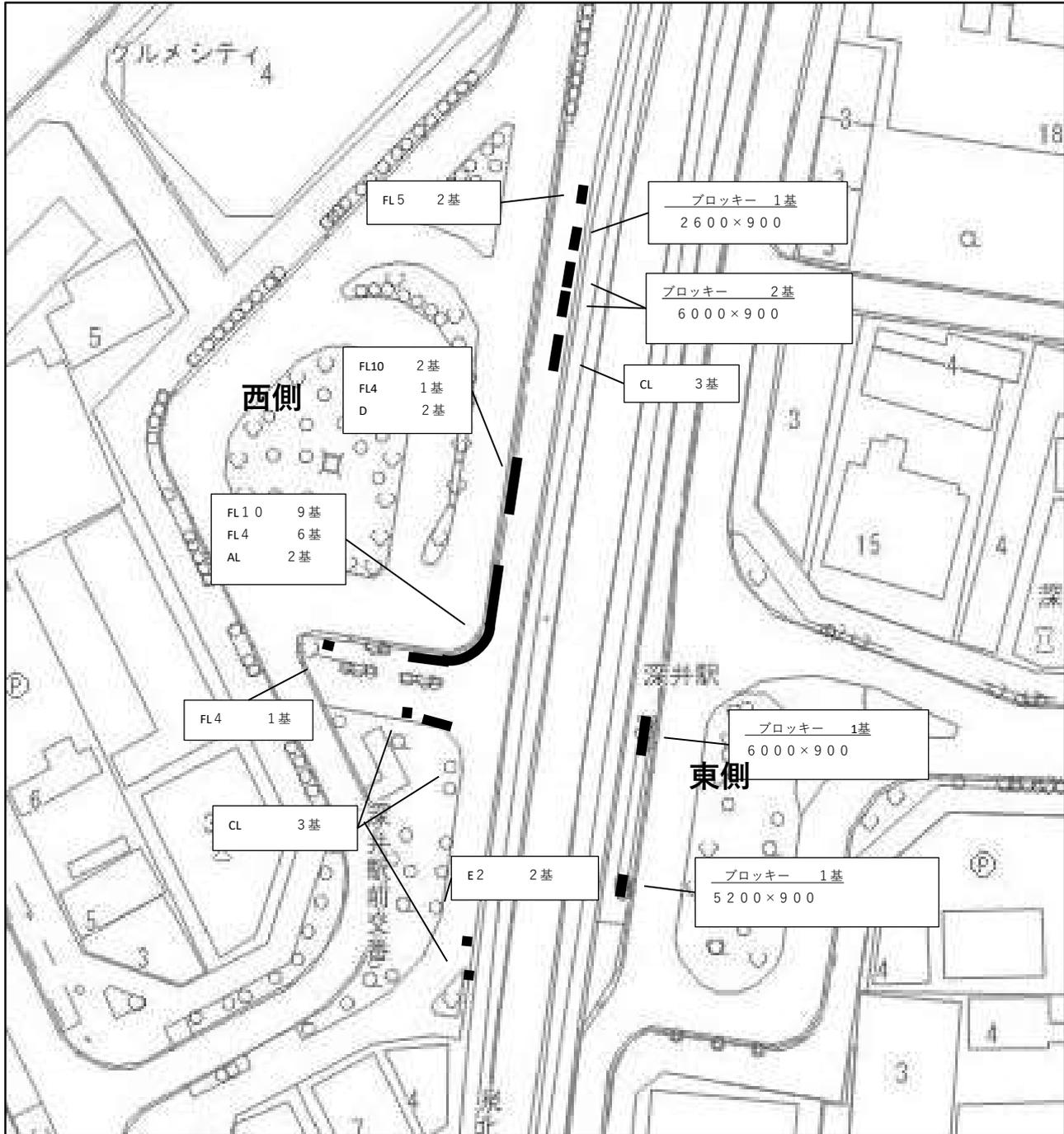
鳳駅前



堺駅前

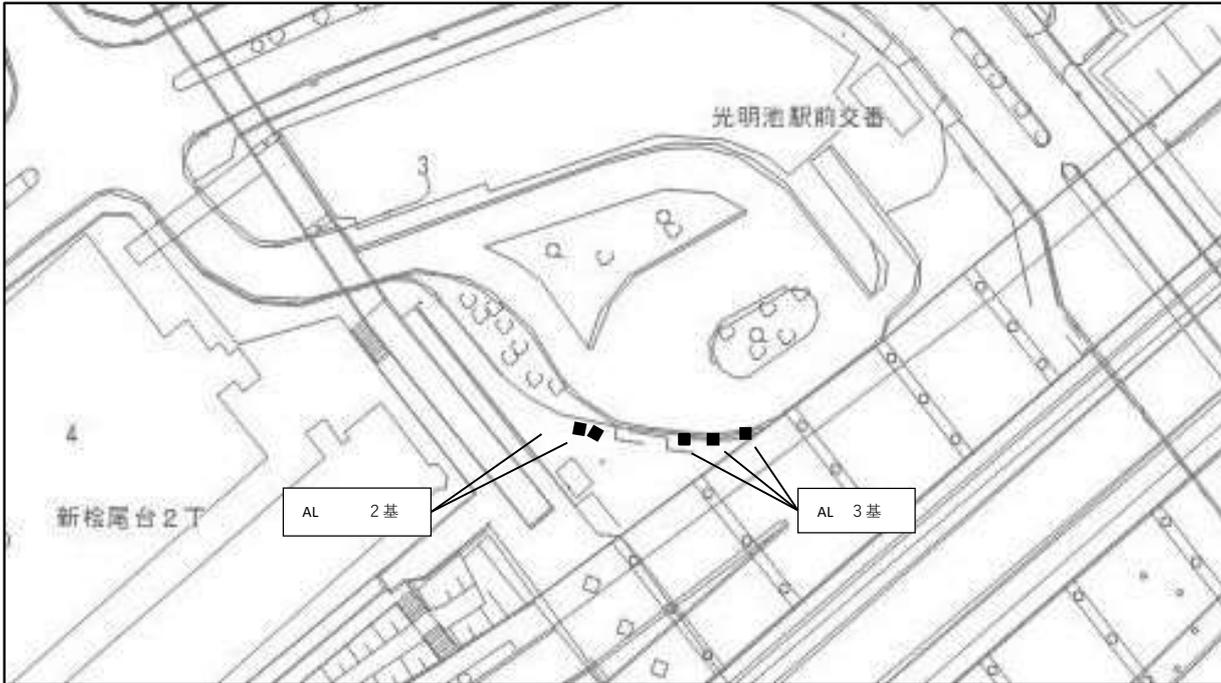


深井駅前

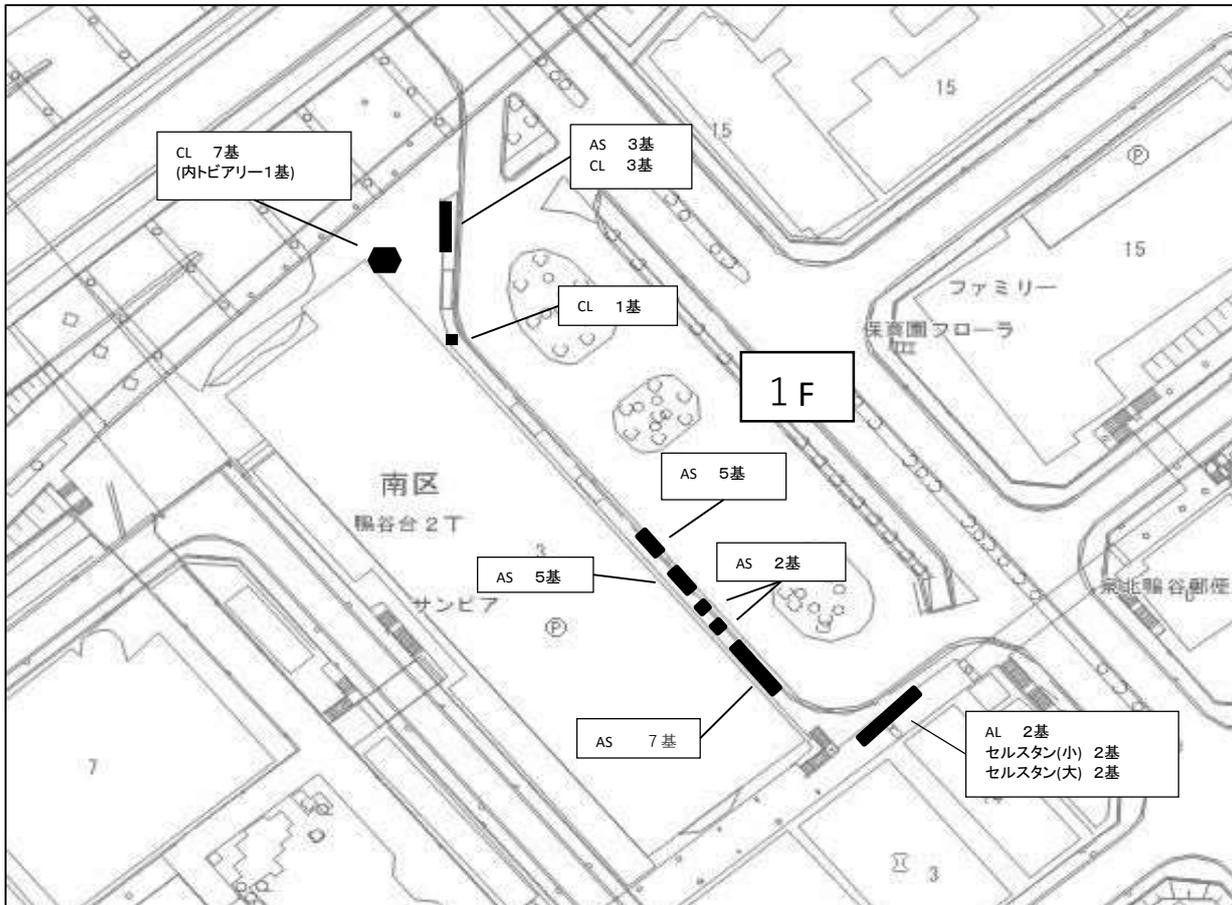


光明池駅前

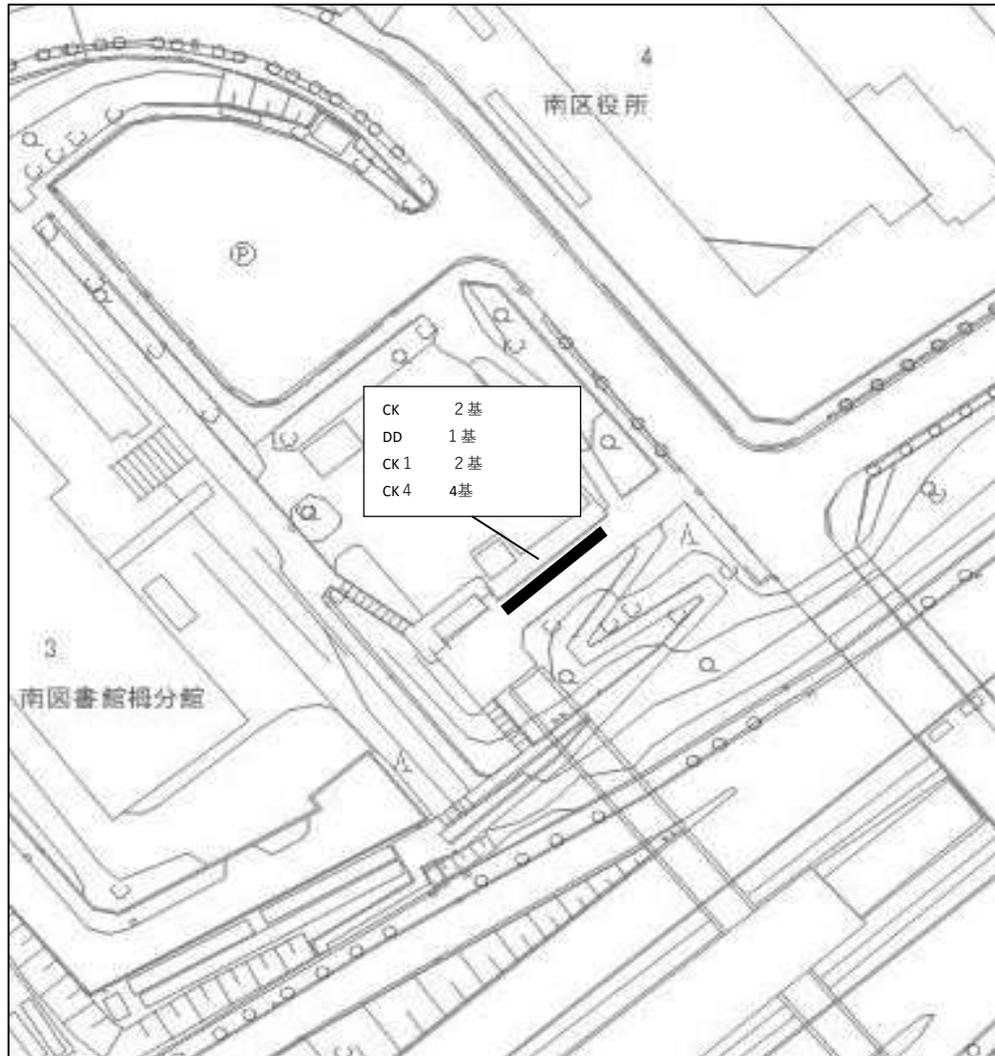
北ゾーン



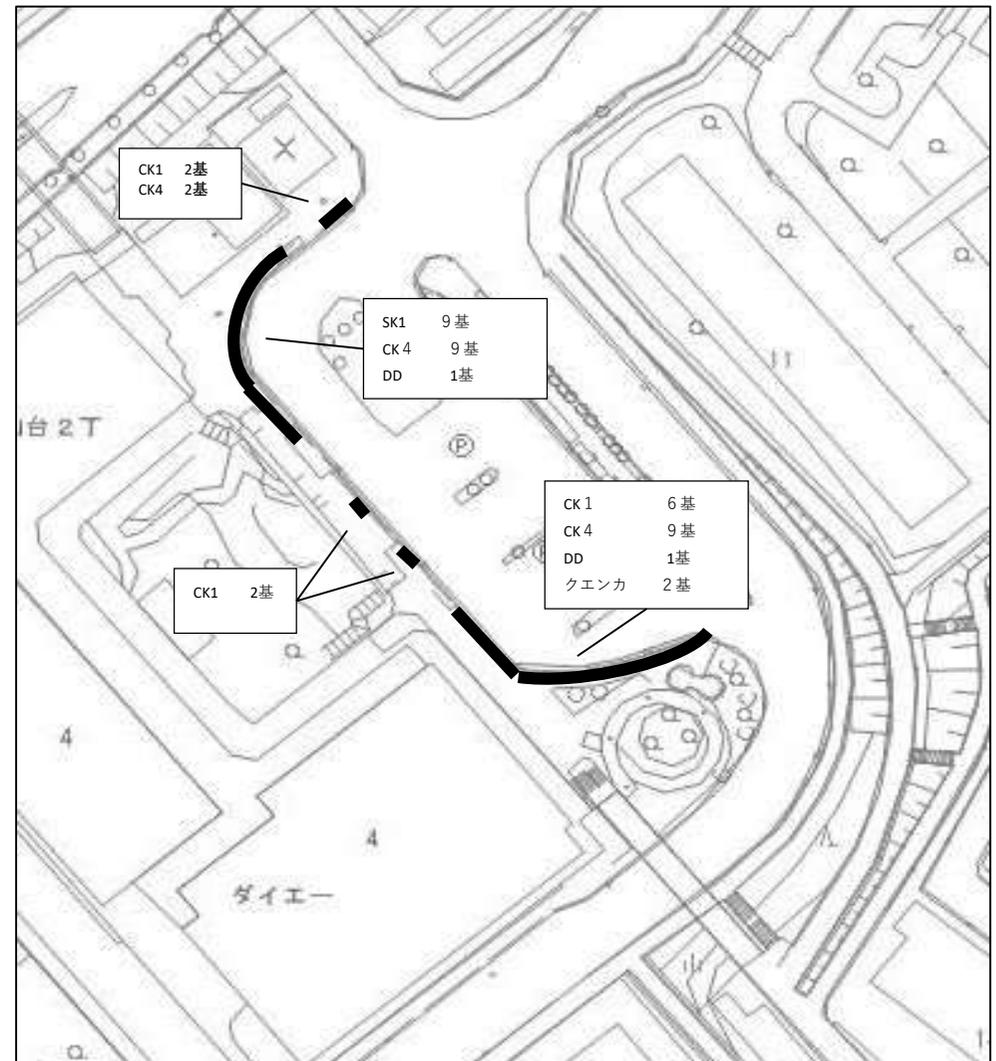
南ゾーン



拇・美木多駅前 北ゾーン



南ゾーン



特記仕様書

本特記仕様書は、令和3年度公益財団法人堺市公園協会が発注する下記業務に適用する。なお、本業務は、設計書及び樹木等管理業務共通仕様書に従うとともに、本特記仕様書を優先するものとする。

1. 業務名称

フラワーポット管理業務

2. 適用

- (1) 本業務が適用する主な積算基準書は、下記のとおりである。
令和2年度建設工事積算基準（堺市建設局）
- (2) 積算月と適用単価の関係
本業務の積算月：3月

単価の種類	適用する単価		備考
公共工事設計労務単価	令和3年3月公共工事設計労務単価		「国土交通省単価」を準用
物価資料単価	積算月の物価資料単価 (例) 積算月が2月の場合は2月号の単価を適用する。		「建設物価（一般財団法人建設物価調査会）」又は「積算資料一般財団法人経済調査会」
市場単価	積算月	市場単価の適用月	「季刊土木コスト情報（一般財団法人建設物価調査会）」又は「季刊土木施工単価（一般財団法人経済調査会）」
	4月・5月・6月	春号（4月号）	
	7月・8月・9月	夏号（7月号）	
	10月・11月・12月	秋号（10月号）	
	1月・2月・3月	冬号（1月号）	

3. 提出書類

- (1) 契約書（2部）
- (2) 着手届・業務責任者届・業務責任者経歴書・業務工程表（各1部）
- (3) 業務計画書（1部）
- (4) 剪定枝等搬入車両番号一覧表（1部）・運搬車両車検証（写し）※1
- (5) 剪定枝等搬入誓約書（1部）
- (6) 一部再委託届出書（1部）
- (7) 暴力団等の誓約書（下請用）（1部）
- (8) 請負業者賠償責任保険証書の写し
- (9) 業務写真（作業の前・中・後及び枝葉等積込中・下ろし中）（1部）
- (10) 処分関連書類（1部）
- (11) 業務完了届（1部又は2部）
- (12) 業務月報・業務週報（各1部）
- (13) 納品伝票（本書1部）
- (14) 打合せ簿（1部）
- (15) 出来高数量表・出来高図面（各1部）
- (16) その他当協会監督員の指示するもの

※1 運搬車両車検証（写し）について、個人所有の車両を貸借契約し、使用する場合は「車両使用承諾証明書」を添付すること。

4. 市民協働

市民協働で植え付ける花苗と肥料は、当協会監督員（以下、「監督員」という）の指示のもと、該当する数量分を指示する日時・場所へ搬入すること。

5. 草花

使用草花については、支給品以外は受注者にて購入のこと。

使用する草花苗は発育良好で病虫害に侵されていないものとし、花芽を多くもち、徒長がなく、根張りが良く良質な草花苗を使用すること。

使用する材料は、見本もしくはパンフレット等を提出し、監督員の承諾をえること。

植付け不良や灌水が十分でなく枯れた場合は、受注者の費用で現状に復旧すること。

6. 撤 去

作業前に、小石・瓦礫・空缶・空瓶・粗大ゴミ・枯木等作業に危険を伴う障害物を除去すること。（原則は樹木管理業務共通仕様書 2.各工種別仕様 (4) 除草 に基づくこと）
前回植えられている残存の草花で、状況が良好な草花は撤去せず、監督員に連絡すること。
抜き取り除草及び花がら摘みは、移植ゴテ・鎌等を使用し、根ごと取り除くこと。

前回植えられている草花は、抜き取る際に根についていた土は取り除き、花壇及びベース内に残存物の無いように、ツル性植物の余分な繁茂や雑草が発生している場合は、共に撤去し、当初の草花のスペースを確保すること。

球根、宿根草等は再利用が可能な為、監督員の指示があれば指定場所へ搬入すること。

既植のトピアリー・ツル性植物については撤去しないこと。

7. 廃棄物処理

刈り草・剪定枝・人力除草（抜き取り）の処分先は、堺市クリーンセンター臨海工場とする。

8. 耕 起

耕起は草花植付・播種部分共に、先ず植栽地の古株・雑草類等は根より掘り起し、出来ればふるいを通じて取り除くこと。（不要な植物や不純物は土を払った後、運搬処理をすること）
次に、ポットの表面より 30cm～40cm 程度の深さまで十分に掘り起すこと。

9. 施 肥

肥料は、植付け時に緩効性化成肥料（N10-P10-K10-Mg1）を 1 株当たり 4 g を施し、各ヶ所毎に計量を行い、均一にばら撒き天地返しを行う。

10. 植 付

植付は、既存の草花を撤去し、指定の土壤改良を行い、配色・バランス等を考慮したデザインを提案し、監督員と協議の上施工すること。デザインにより花の種類・色・株数が変わる場合があるので、植付ける前に監督員と十分打ち合わせを行うこと。

植付の密度は、9 cm ポット 25 株 / m² を標準とするが、景観を考えバランスよく植付け、所定の花苗の密度にむらの無いように、しっかりとまっすぐに植えること。

植付後、十分灌水し、傾いたり根が浮き上がるなど植付が確実でないものは植え直しすること。

苗は手で軽く抑え安定させ、掘り上げた当日に植えるようにすること。

又、当日植え付けできない苗は傷まないように養生し、翌日植付けを完了すること。植付けにより余剰苗が出た場合には監督員の指示を仰ぐこと。

使用資材は現地に搬入・仮置きし、通行等の妨げにならないように安全管理に努めること。

11. 植付水

植付水は植え付け後直ちに行い、表土を流さないよう時間をかけて十分に行うこと。

また、植付水は灌水作業回数には含まないものとする。

その後監督員の指示のあった場合は再度植付水を行うこと。

12. 灌 水

灌水に必要な水は、できる限り下水処理場の処理水（Q水くん）を使用すること。

公園内の水は使用しないこと。また補給する際は水量が分かるように補給開始と終了のメーター数を写真にて記録すること。

下水処理場の紹介

狭山処理場	大阪狭山市東池尻 6-1647	T E L	0723-65-2490
今池処理場	松原市天美西 7-265-1	T E L	0723-36-7655
北部処理場	泉北郡忠岡町新浜 3	T E L	0724-23-2255

灌水は、表土を流さないよう時間をかけて十分に行い、草花をいためないよう根部に十分に浸透していることを確認し、指定灌水量は必ず守ること。

夏期の日中、冬期の夕方の灌水は避けること。天候・土壤状態等に考慮し、盛夏の灌水は日中を避けるよう特に注意すること。工期全体で無駄なく時期を逸しないよう監督員と連絡を密に行い作業すること。

草花等植付後の灌水作業は、直ちに実施すること。

ホース灌水は、蓮口器具等を用い緩めに行い、1ヶ所に水溜りができることは避けながら、土等を掘り起こさないように充分に行うこと。

灌水時にポット内及びその付近に生えている大きな雑草（不要な草）や花がらは、その都度、撤去し景観の最良に努めること。

灌水時にポットに張り付けられた不要なシール等は、その都度、跡形なく撤去すること。
給水する際に毎回、写真は必ず成果品に添付すること。
通行人及び通行車両等にかかることのないよう施工すること。

灌水の設計数量については、過年度の実績をもとに算出している。天候により設計数量と出来高数量に差異が生じた場合は設計変更の対象とする。

13. 発生土の処理

- 1) 受注者は、本業務の施工により発生する建設副産物を適正かつ計画的に処理するため、発生土処理計画書を所定の様式により作成し、業務計画書に含め監督員に提出し、承諾を得なければならない。
- 2) 本業務における建設発生土は、公共工事間利用又は再資源化施設に搬入すること。建設発生土の公共工事間利用の受入又は再資源化施設における処分に関する諸手続きが必要な場合は、監督員の指示を受けること。
また、現場条件や数量に変更が生じた場合は監督員と協議するものとし、設計変更の対象とする。ただし、発注者の積算上の処分先と受注者の提示する処分先が異なる場合については設計変更の対象としない。
- 3) 本業務における特定建設資材廃棄物は、再資源化施設に搬入すること。

14. 安全管理

交通誘導警備員等

交通誘導警備員は、業務の危険性を十分認識し、歩道・車道等において車両・歩行者等の誘導整理・案内を服務とし、これに専念しなければならない。また、事前に業務計画書の緊急連絡表等を熟知しておくこと。又交通誘導警備員等については下表のとおり計上しているが、道路管理者及び所轄警察署等の打ち合わせの結果又は、条件変更等に伴い員数に増減が生じた場合は監督員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

1) 交通誘導警備員

花植、除草、剪定（刈り込み等）、作業実施日は交通誘導警備員を配置し、安全管理を行うこと。本業務以外に交通誘導警備員の日報を作成し、業務終了時は提出すること。また万が一作業中に事故があった場合は迅速な対応を行い、当協会にその旨を報告すること。また、被害者等があった場合は誠意を持って対応すること。

2) 列車監視員

花植、除草、剪定（刈り込み等）、作業実施日は資格を有する列車監視員を配置し、列車車両の接近を見張り、安全管理を行うこと。本業務以外に列車監視員の日報を作成し、業務終了時は提出すること。また万が一作業中に事故があった場合は迅速な対応を行い、当協会にその旨を報告すること。また、被害者等があった場合は誠意を持って対応すること。

配置場所	人 員	昼夜別	交代要員の有無	総員数 ※2
各作業現場等	交通誘導警備員B	昼	無	設計書の 内訳書に記載
	列車監視員	昼	無	

※2 総員数とは、発注者の積算内容を参考に明示したもので、契約上拘束するものではない。

15. 作業体制

(1) 業務実施計画書

- ① 受注者は、現場に常駐する現場責任者を選任し、その氏名を含む作業体制を業務実施計画書に記載しなければならない。
- ② 受注者は、本業務を履行するために再委託契約を締結したときは、現場に常駐する再委託先が選任した作業責任者の氏名を含めた作業体制を業務実施計画書に記載しなければならない。

③ 履行期間中において作業体制に変更があった場合は、受注者は、速やかに業務実施計画書を変更しなければならない。

(2) 業務週報、日報

受注者は、業務週報、日報の作業欄に現場責任者、作業責任者、作業員の氏名を受注者、再委託先ごとに記載しなければならない。

16. 作業資格

以下の作業用機械・車両を使用する場合は、作業資格者氏名、資格名等を業務実施計画書に記載し、特別教育及び安全衛生教育の修了書等の写しを監督員に提出すること。

- (1) 動力式切断機（チェーンソー等）
- (2) 動力式刈払機
- (3) 高所作業車
- (4) その他

17. 請負業者賠償責任保険

受注者は、業務着手前に請負業者賠償責任保険に加入しなければならない。保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものの写しを直ちに監督員に提出しなければならない。また、設計変更に際し、履行期間変更時は速やかに保険期間を変更し、契約金額変更時には保険金額を変更しなければならない。

(1) てん補限度額

① 対人賠償

- ・ 被害者1名当りのてん補限度額 5,000万円以上
- ・ 1事故全体のてん補限度額 1億円以上

② 対物賠償

- ・ 1事故全体のてん補限度額 1,000万円以上

③ 免責金額（自己負担額）

対人賠償・対物賠償とも10万円以内

(2) 被保険者名 発注者、受注者

(3) 保険期間 業務着手日から履行期間末日まで

18. その他

草花、肥料等の購入に際しては伝票（本書）を揃えその表紙に出来高数量表を添付し提出すること。

作業の報告は、作業月報・週報・伝票・写真・出来高数量表・出来高図面と共に毎月提出すること。又、設計書に記載する草花は変更することがある。

その他不明な点は監督員と相談すること。

検査までに花の枯損、盗難等で抜けた個所は植付を行う。また原因を追究し監督員と協議すること。

官公庁、警察への諸手続が必要な場合は、受注者が責任をもってこれをなすこと。

作業に当たっては、監督員の指示に従うこと。

その他問題が生じたときは、そのつど監督員に連絡をとり指示を仰ぐこと。

万一、人や物に損傷を与えた場合や事故発生の場合は、ただちに監督員に連絡すること。作業に起因する損傷及び事故については、受注者の責任において発生時から修復完了まですべての事項について誠意を持って解決しなければならない。

花壇（草花等）管理については、監督員の指示により除草・花後の手入れ・剪定・清掃等（病虫害防除・枯苗の植替え）その他の管理業務一般を行うこと。なお、枯苗・枯株等を発見した場合は、指示がなくとも撤去し必要に応じ植替えを行うなど体制を整えること。草花が必要になった場合は監督員と協議の上、迅速に対応すること。

樹木等管理業務共通仕様書

公益財団法人堺市公園協会で行う樹木等管理業務はすべてこの仕様書に従って履行し、その他必要な事項は特記仕様書によるものとする。業務責任者は、現場を把握し、設計書及び仕様書等に基づき業務を履行するものとし、内容において疑義が生じた場合、本協会監督員（以下「監督員」という。）に確認して指示を受けなければならない。

業務履行に当たり、業務責任者に対する指示、承諾、協議及び通知は、原則として書面により行うものとする。

1. 総則

(1) 作業日時間

- 1) 土・日・祝日と年末・年始は、原則作業を行わないこと。（作業時間は、灌漑工を除き、9:00 から 17:30 まで（準備・後片付けは含まない）を基本とする。ただし、工程遅延等によりやむを得ず上記の曜日・期間に作業を希望する場合は、事前に監督員の了解を得たうえで、休日作業届を提出すること。

(2) 年間工程表・週間工程表・作業終了連絡

- 1) すべての工種は、仕様書を遵守した年間工程表を業務実施計画書に記載し、監督員の了解を得ること。仕様書に施工時期の記載のない工種については監督員に確認すること。
- 2) 作業予定について、監督員に前週までに週間工程表を FAX または、電子メールにて送付すること。雨天等により予定を変更する際は速やかに連絡すること。また、集中作業期間を終えたとき、速やかに監督員に連絡すること。

(3) 苦情要望・事故対応

- 1) 地元及び警察等による要望、苦情等があった場合、ただちに監督員に報告し、指示を受けること。
- 2) 万一、人や物に損傷を与えるなどの非常事態が発生したときは、臨機の処置をとり、ただちに監督員に報告すること。作業に起因する損傷及び事故については、受注者の責任において、発生時から修復完了まですべての事項について誠意をもって解決すること。

(4) 業務改善指示

作業内容に不足があった場合、監督員がその改善指示を行うので受注者は、週報に記載すること。

(5) 安全管理

- 1) 作業従事者は身体を保護するため防塵眼鏡、前掛、レガース、ヘルメット、安全靴等を着用し怪我の防止に努めること。
- 2) 作業中は、通行車両等に対して危険が及ばぬよう注意し、業務内容を明記した看板を掲示しバリケード・ロープ・シート等により安全対策を講じること。指示箇所及び近隣に建築物、車両等が所在する作業箇所では小石等飛散による破損防止シート措置を必ず行うこと。

業務内容を明記した看板の記入内容等は下記のとおりとする。

①業務名

- ②履行期間
 - ③作業内容
 - ④受注者名・連絡先
 - ⑤発注者名・連絡先
 - ⑥看板の大きさは、縦 90 cm 横 60 cm を標準とする。
- 3) 作業車両の前後歩車道に上記の安全対策用物品を備え、必要に応じ交通整理を行い歩行者、自転車、通行車両の安全を確保すること。
 - 4) 業務に使用する建設機械並びに資器材等の搬入及び搬出にあたっては、現場付近の道路状況や住宅環境等を綿密に調査し、無理のない計画を立案すること。
 - 5) 車両規制や通行規制等の解除に伴う許可の申請及び取得は受注者の責任において行うこと。
 - 6) 道路上から作業をする場合は、所轄警察署の道路使用許可証（写し）を携帯し、許可条件等を遵守すること。
 - 7) 交通誘導警備員は、業務の危険性を十分認識し歩道、車道等において車両・歩行者等の誘導整理・案内をサービスとし、これに専念しなければならない。また、事前に業務計画書の緊急連絡表等を熟知しておくこと。
 - 8) 切断した葉・枝等が交通の支障にならないよう、速やかに集積し 2 t ダンプトラック等に積込むなどの対策を講じること。また、電線に作業枝がかかるような場合や切った枝が電線に引っ掛かった場合は、関西電力に連絡し感電事故が起これぬよう対応を依頼すること。
 - 9) その他安全対策上必要と認められる事項については、監督員の指示に従うものとする。
 - 10) 作業資格
 - 以下の作業用機械・車両を用いる場合は、作業資格者一覧を提出すること。
 - ① 動力式切断機（チェーンソー等）を用いた樹木伐採作業は、労働安全衛生法の規定により、特別教育及び安全衛生教育の修了者が行うこと。
 - ② 動力式刈払機を用いた刈払作業は、「安全衛生教育を要する業務」と規定されているので業務従事においては、教育修了者で行うこと。
 - ③ 高所作業車を用いた作業は、「高所作業車運転技能講習又は高所作業車運転特別教育を修了した者」と規定されているので業務従事においては、修了者で行うこと。
 - 11) 高所作業
 - ① 高所作業車を用いた作業は、剪定や支障木伐採等で脚立、ハシゴ等での作業が困難な樹木に対応するもので、監督員からの指示に従い、適切な作業床高の作業車を提供すること。
 - ② 作業床では安全帯を手すり等に掛け、定格荷重及び定員内で作業すること。
 - ③ 作業は堅固な地盤にアウトリガーを最大に張り出し、水平を確保して作業すること。
 - ④ 作業時は必ず交通誘導警備員を配置し公園利用者や通行人の安全を確保すること。
 - ⑤ 短い移動時でもブーム、アウトリガーは必ず完全に格納した状態で移動すること。

(6) 廃棄物処理

1) 草、剪定枝等の処分について

① 一般廃棄物収集運搬業許可車両との重複について

堺市一般廃棄物収集運搬業許可登録車は、この発注にかかる当協会の委託業務での使用は認められない。

② 除草・剪定等の作業を行っている事業者のみが、処分先まで運搬できることから除草、剪定等の作業を行っている事業者が運搬業者となる。作業者が下請業者、運搬が元請業者といった場合の運搬は不可である。

2) 剪定枝、草等の処理場の概要と搬入基準

堺市クリーンセンター臨海工場の概要と搬入基準

① 搬入先

ア 堺市クリーンセンター臨海工場

堺市堺区築港八幡町1番地70

072-282-7400

イ 搬入日時

a 午前8時30分～午後4時30分まで

b 月曜日～日曜日（ただし、年始及び指定日を除く）

ウ 搬入区分及び料金

搬入区分	料金
100kg以下	一律1,100円
100kgを超える場合、10kgにつき110円を加算。	

搬入伝票は本書に業務名を記入し、担当者が確認した後にコピーを提出のこと。

エ 搬入基準

堺市クリーンセンター臨海工場における処分は動植物残渣、紙類、木屑、布屑等の可燃物に限る。

オ 搬入登録車

受注者は搬入登録する車両について、事前に剪定枝等搬入車両番号一覧表・搬入許可カード発行一覧表・車検証の写しを監督員に提出し、その承諾を受けること。

(7) 写真管理

1) 業務写真は、カラー写真とし、各工種に応じた内容が確認できる全体写真及び部分写真を、作業前、中、後の同一方向・同一箇所撮影すること。又、破損防止シート措置等安全対策を施した場合は、その状況写真を併せて撮影すること。

2) 撮影時には、黒板に業務名・受注者名・作業箇所・作業状況を必ず明記すること。

3) デジタル写真を用いる場合は、十分に認識できるものであれば、デジタルカメラによる写真の印刷物も写真と同等とみなす。

4) 撮影頻度については、工種毎、花壇毎、作業日毎を標準とする。なお、撮影場所、撮影頻度、写真の提出方法などは、業務計画書に記載し、監督員に確認し、承諾を得ること。

(8) 検査

業務の検査については、本業務終了後、業務責任者は監督員に業務完了届及び業務完了関係書類を提出し検査を受けること。

(9) その他

業務に要する一切の資機材は、受注者において負担すること。

(10) 暴力団等の排除

1) 入札参加除外者を再委託先等とすることの禁止

① 受注者は、堺市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外を受けた者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当する者を、再委託先並びに受注者及び再委託先の資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方（以下「再委託先等」という。）としてはならない。

② これらの事実が確認された場合、本協会は受注者に対し、当該再委託先等との再委託契約等の解除を求めることができる。

2) 再委託契約等の締結について

受注者は、再委託先等との再委託契約等の締結にあたっては、契約締結時には本協会の契約約款に準じた暴力団排除条項を加えることとする。

3) 誓約書の提出について

① 受注者は、堺市暴力団排除条例第8条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。ただし契約金額（税込）が500万円未満の場合、もしくは受注者が国若しくは地方公共団体その他公共団体又は本協会の外郭団体である場合はこの限りでない。

② 受注者は、契約金額（税込）が500万円以上となる再委託先等がある場合には、これらの者から堺市暴力団排除条例第8条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を徴収して、本協会へ提出しなければならない。

③ 受注者及び再委託先等が当該誓約書を提出しない場合は、入札参加停止を行うものとする。

4) 不当介入に対する措置

① 受注者は、この契約の履行にあたり、暴力団員又は暴力団密接関係者から、暴力団を利することとなるような社会通念上不当な要求又は契約の適正な履行を妨げる行為（以下「不当介入」という。）を受けたときは、直ちに本協会に報告するとともに、警察に届け出なければならない。

② 受注者は、再委託先等が暴力団員又は暴力団密接関係者から不当介入を受けたときは、直ちに本協会に報告するとともに、当該再委託先等に対して、警察に届け出るよう指示しなければならない。

③ 本協会は、受注者が本協会に対し、①及び②に定める報告をしなかったときは、堺市暴力団排除条例に基づく公表及び入札参加停止を行うことができる。

④ 本協会は、受注者又は再委託先等が不当介入を受けたことによりこの契約の履行について遅延等が発生するおそれがあると認めるときは、受注者が①に定める報告及び届け出又は②に定める報告及び指示を行った場合に限り、必要に応じて

履行期間の延長等の措置をとるものとする。

2. 各工種別仕様

(1) 剪定

- 1) 監督員と立会のうえ必要に応じて、見本切り剪定を行い、監督員が確認後これに準じて進めるものとする。

又、下記項目について認識し、作業をすること。ただし、現場によっては臨機に対処すること。(例えば、隣家の屋根・樋等に影響を及ぼしている場合等)

- ① 主幹は、一本で直立させること。
- ② 主枝は、できる限り四方に平均にラセン状になるように配枝すること。
- ③ 主枝の発生角はやや斜上向枝となるように配枝すること。
- ④ 配枝に際しては、先端に行くに従い分枝を多くする末広りの扇状形に配枝すること。
- ⑤ 枝幹の太さは、急激な変化のないよう順次先端に行くに従い先細りとすること。
- ⑥ 樹形は常に左右バランスのとれた安定した姿とすること。
- ⑦ 上頂生長の激しい樹木では、上端を強く抑制し、下部枝は、弱度の剪定とすること。
- ⑧ 勢いの強すぎる直立枝は枝の分岐点で切戻しするか、斜上向枝に切り替え勢力を抑制するよう配慮すること。
- ⑨ 常に樹形の伸縮調整のため、ふところに次期骨格補枝となる優良枝を残し育成を心掛けること。
- ⑩ 亜主枝は、常に樹形の伸縮調整のため、勢いの強い太く若い枝で残すこと。
- ⑪ 枝の分岐角、徒長枝の析曲はなめらかで自然でなければならない。
- ⑫ 樹形は常に壮年樹の姿を保つように仕立てること。
- ⑬ 下枝は長く太く枝数多い分枝を保ち、上頂枝は短く細い枝で分枝を少なくすること。又、下枝間隔は広く、上頂に行くに従い枝間狭く配枝すること。
- ⑭ 松については、枯葉、病枝、弱枝、通風採光に不要な障害枝、徒長枝の切り詰め及び枯葉の掃除程度とすること。

2) 基本的事項

- ① 剪定は樹形の骨格づくり、樹冠の整正、こみすぎによる病虫害及び枯損枝の発生防止等を目的として行うものである。
- ② 剪定方法には、枝おろし(大枝おろし)、枝すかし、ふところすかし、切り詰め、枝抜き、切り返し、枝はさみ、枝うち、枝かき、等があり、それぞれ樹種、形状及び剪定の種類に応じて最も適切な方法により行うこと。
- ③ 樹姿及び樹形の仕立て方は、特に修景上、規格形にする必要のある場合を除き、自然形に仕立てること。
- ④ 下枝の枯死を防ぐよう原則として上方を強く、下方は弱く剪定すること。又、一般に南側等樹勢の強い部分は強く、北側等樹勢の弱い部分は弱く剪定すること。
- ⑤ 不定芽の発生原因となる「ぶつ切り」などは原則として行わない。
- ⑥ 花木類は花芽の分化時期と着生位置に注意して剪定すること。
- ⑦ 剪定した枝葉は剪定作業と並行し直ちに公園樹の根元等にまとめると共に樹木

周辺をきれいに清掃すること。

- ⑧ 剪定した枝葉は、原則即日処分すること。やむを得ず即日処分が不可能な場合は、枝葉を数ヶ所にまとめて飛散しないように処置し、監督員に連絡のうえ、後日処分すること。

3) 主な剪定方法

- ① 大枝の剪定は、切断箇所の表皮が剥離しないよう、切断予定箇所の数100mm上であらかじめ切断し、枝先の重量を軽くしたうえ、切り返しを行い切除すること。大枝の切断面には必要に応じて監督員の指示により防腐処理を施すこと。
- ② 切り詰め剪定は、主として樹冠の整正のために行い、樹冠外に飛び出した新生枝を、樹冠の大きさが整う長さに定芽の直上の位置で剪定すること。この場合、定芽はその方向が樹冠を作るにふさわしい枝となる向きの芽（原則として外芽、枝垂れものは内芽）を残すものとする。
- ③ 切り返し剪定は、樹冠外に飛び出した枝の切り取り、及び樹勢を回復するために樹冠を小さくする場合などに行うこと。
- ④ 剪定は適正な分岐点より長い方の枝を付け根より切り取ること。
- ⑤ 骨格枝となっている枯枝及び古枝を切り取る場合は、後継枝となる小枝又は新生枝の発生する場所を見つけて、その部分から先端の枝を切り取ること。
- ⑥ 枝抜き剪定は、主として混みすぎた枝の中すかしのために行い、樹形、樹冠のバランスを考慮しつつ、不必要な枝の付け根から切り取ること。

4) 弱剪定

- ① 弱剪定とは枯枝、平行枝、徒長枝等樹木の生育上好ましくないものを樹木本来の形、枝張りのバランス等を考慮しつつ切除することを言う。
- ② 主として剪定すべき枝
- ア 枯枝（以前切除した枝の切り跡が枯れた部分を含む）
 - イ 生長のとまった弱小の枝（以下「弱小枝」という。）
 - ウ 著しく病虫害におかされている枝（以下「病虫害枝」という。）
 - エ 通風、採光、架線、人車の通行等の障害となる枝（以下「障害枝」という。）
 - オ 折損によって危険をきたす恐れのある枝（以下「危険枝」という。）
 - カ 樹冠、樹形及び生育上不要な枝（以下「不要枝」という。）
 - a やご（ひこばえ）
 - b 幹ぶき（胴ぶき）
 - c 飛び枝（徒長枝）
 - d からみ枝
 - e 逆さ枝
 - f きり枝
 - g ふところ枝
 - h その他（車枝、立枝、対生枝、平行枝等）
- ③ 病虫害枝、障害枝は、全体の樹形を考慮しつつ剪定すること。
- ④ 枯枝、弱小枝等はその枝のつけ根から切り取ること。
- ⑤ 公園樹の並木については特に高さ、葉張り、下枝高さ等の樹形の統一をはかりつつ剪定すること。

5) 強剪定

- ① 強剪定とは弱剪定に加えて、樹形の整姿を目的として主枝及び主枝に準ずる枝の切除を行うことを言う。
- ② 芯は原則として止めない。やむを得ず摘芯する場合は、これに代わる別の芯を仕立てること。
- ③ 古枝で先端部が大きなこぶとなっているもの、又割れ腐れ等がある場合は、古枝の途中によい方向の新生枝を見つけ、その部分から先端部を切り取り、若い枝と切り返すものとする。

6) 刈り込み

① 一般事項

- ア あらかじめ中の雑木実生やツルを除くこと。
- イ 特にツルは必ず根切りを行うこと。樹冠に絡んだツルもほどいて切除すること。
- ウ 低木の枯損があれば撤去すること。
- エ 枝の密生した箇所は中すかしを行い、刈り地原形を充分考慮しつつ、樹冠周縁の小枝を、輪郭線を作りながら刈り込むこと。
- オ 裾枝の重要なものは、上枝を強く、下枝を弱く刈り込む。又、針葉樹については萌芽力を損なわないよう、樹種の特性に応じ十分注意しながら芽つき等を行うこと。
- カ 花木類を刈り込む場合は、花芽の分化時期と着生位置に注意すること。
- キ 刈り取った枝葉は樹冠内に残らないようきれいに取り去ること。刈り込んだ樹木、寄植等の周辺は、きれいに清掃すること。

② 大刈り込み

- ア 各樹種の生育状態に応じ、刈り地原形を充分考慮しつつ刈り込むこと。
- イ 植え込み内に入って作業する場合は、踏み込み部分の枝条を損傷しないよう注意し、作業終了後は枝がえしを行うこと。

③ 生垣刈り込み

枯枝、徒長枝等を剪定し、枝の整理を行った後、一定の幅を定めて、両面を刈り込み、天端をそろえること。

(2) フジ剪定

1) 夏期剪定

- ① 果実を切除すること。
- ② 絡み合った枝をほどいて、込み合った枝や上向きの枝を枝元から切除すること。骨格枝とシュロ縄の結束をバランスよく再配置し、長枝は棚端から300mm程度控えた位置まで切り戻すこと。
- ③ 上記の作業にて、概ね棚全体の面積の2/3を覆う程度に枝葉量を調整すること。
- ④ コブを切除し、患部に腐食防止剤を塗布すること。コブ切除に用いた刃物は消毒しない限り他の作業に絶対に使用しないこと。

2) 冬季剪定

- ① 絡み合った枝をほどいて、込み合った枝や上向きの枝を枝元から切除すること。
- ② 短枝は優先的に残し、骨格枝でない長枝は花芽を3~4個になるよう、先端の

残置外芽基部から10mm上部の位置で切り戻すこと。

- ③ 従来の骨格枝で腐朽が目立つものは切除し、切断面直径が20mm以上になる場合は腐朽防止剤を塗布すること。後、別の長枝で骨格枝を配置し直すこと。
- ④ 上記の作業にて、骨格枝とシュロ縄の結束をバランスよく再配置し、長枝は棚端から500mm程度控えた位置まで切り戻すこと。ただし棚端から500mm以内に花芽があればその花芽は残すこと。
- ⑤ コブを切除し、患部に腐食防止剤を塗布すること。コブ切除に用いた刃物は消毒しない限り他の作業に絶対に使用しないこと。

(3) 支障木伐採

- 1) 枯損木及び管理上支障となる樹木を伐採するものである。原則として切った枝や幹を地上に自然落下させる。伐倒も可能とする。
- 2) 伐採高さは監督員に確認の上作業を行うこと。

(4) 除草

- 1) 機械除草
使用機械は、肩掛式刈払機（カッター式）を基本とする。
- 2) 人力除草
 - ① 抜取除草
移植ゴテ、鎌等を使用し、根ごと取り除くこと。
 - ② 切取除草
鎌等を使用し、刈り取ること。
- 3) 機械除草・人力除草共通項目
 - ① 草の条件について、密生度は雑草が比較的多く、草の種類は茎が軟らかい広葉雑草が多い場合を標準としている。
 - ② 作業前に小石、瓦礫、空カン・空ビン、粗大ゴミ、枯木等、作業に危険を伴う障害物は以下のとおり処理すること。
 - ア 小石は植栽地の適切な箇所へ穴を掘り埋め込むこと。
 - イ 空カン・空ビンはビニール袋等に入れて集積し監督員に連絡すること。
 - ウ 瓦礫、粗大ゴミ、放置されている樹木支柱等は集積し監督員に連絡すること。
 - ③ 機械除草及び人力切取除草の刈り取り高さは10mm～20mm以内とする。ただし、現場状況により監督員の指示に従うこと。
 - ④ 植栽樹木の根元、棚の下等機械刈り取り作業ができない箇所、刈りむらのある箇所、側溝等にはみ出ている箇所は鎌等で刈り取り、耳切りを行い、つる性雑草を除去し、大きな草株は抜き取ること。
 - ⑤ 除草作業後の草は、植栽地等、歩行者の障害にならない箇所へ飛散しないよう、すみやかに集積し、原則即日処分すること。やむを得ず即日処分が不可能な場合は監督員に連絡のうえ、後日処分すること。
 - ⑥ 既存植物、地被類等をいためないよう配慮すること。
 - ⑦ 除草回数、箇所及び時期については、監督員に確認の上、作業を行うこと。

4) 水中除草

- ① 刈り取り高は水面とし、鎌等を使用し刈り取ること。
- ② 水質悪化の原因になるゴミ、浮草、落葉などを取り除くこと。
- ③ 回収したゴミ等は、十分に水分をきってからペットボトルと空カン・空ビンと一般ゴミに分別し、袋詰めした後園内指定場所へ運搬集積すること。

(5) 芝生管理

1) 刈込

- ① 刈込み時期については監督員に確認の上、作業を行うこと。天候により成育の遅い、早いがある場合は、成育状況を見ながら行うこと。
- ② 刈込み高さは、20mm以内とすること。

2) エアレーション

- ① 実施時期は2月下旬～3月中旬を想定の上、事前に準備すること。なお、利用状況等に配慮した実施計画をたてること。
- ② コアリング式エアレータ1tトラクタ牽引作業幅910mmを標準とする。スパイクを使って回転によって、地中に差し込み土壌をえぐり取り（コアリング）作業する。コアの深さは70～100mm程度、間隔は50～150mm程度で芝生全面にムラなく作業する。

3) 目土掛け

作業後は目土（川砂等）をレーキ等で芝生広場全体に均すこと。目土は監督員にサンプルを渡し、事前に承諾を得ること。

(6) 清掃（落葉清掃）

- 1) 落葉やゴミなどの一般ゴミとペットボトルと空カン・空ビン等をかき集め分別し、袋詰めした後、指定場所へ運搬集積すること。
- 2) L型溝、雨水桮上に溜まった落葉やゴミ等は水の流れを阻害し、下水管に流れこむと詰りの原因になるので取り除くこと。
- 3) 植込み内に散乱するゴミ類と共に、落葉、落枝も竹ぼうき等によりかき集め集積し、袋詰めすること。なお、出来る限り土を含めないよう注意すること。
- 4) 電気製品等の不法投棄ごみを発見した場合は、監督員に連絡を行うこと。
- 5) 作業日時及び資源ゴミ等の処理方法については監督員の指示に従うこと。

(7) 側溝清掃

- 1) 清掃箇所は監督員の指示によるものとする。
- 2) 土砂の運搬処分に当たっては、土砂の流出、飛散および悪臭の漏れる事のない構造の車を使用し、関係法令を順守し責任をもって行うこととし、監督員の指示する場所に荷下ろしすること。
- 3) 側溝は無蓋で幅240mm、堆積高さは50mmを標準としている。

(8) 水面清掃

- 1) 水質悪化の原因になるゴミ、浮草、落葉等を取り除くこと。
- 2) 回収したゴミ等は、十分に水分をきってからペットボトルと空カン・空ビンと一

般ゴミに分別し、袋詰めした後指定場所へ運搬集積すること。

(9) 灌水

- 1) 所定の樹木に灌水を行う場合は、あらかじめ水鉢を作り、流水・漏水のない様に入念に行うこと。なお、現地等により水鉢が作れない場合は、土壌に穴を開ける等の対策方法を監督員と協議を行いその指示に従うこと。
- 2) 灌水施工対象樹木は、監督員の指示を受け、着手前に現場を確認すること。
- 3) 設計書に記載のない場所・樹木等にもその状態をみて、必要に応じて監督員の承認を受けた後、施工すること。
- 4) 必要水は、できる限り下水処理場の処理水（Q水くん）を使用すること。公園内の水は使用しないこと。
- 5) 灌水作業は、車両より降り、あらかじめ作った水鉢等部分に根元の掘れの無い様適量・適圧で灌水すること。
- 6) 特に、樹種・生育状況等により適切に灌水すること。
- 7) 道路等に無駄に水を流さない様、有効に灌水すること。
- 8) 灌水はできるだけ早朝及び夕方に行い、日中は避けること。
- 9) 降雨時や降雨が一両日中に予想される場合は、灌水を中止すること。

下水処理場の紹介

- ・狭山処理場 大阪狭山市東池尻6-1647 電話0723-65-2490
- ・今池処理場 松原市天美西7-265-1 電話0723-36-7655
- ・北部処理場 泉北郡忠岡町新浜3 電話0724-23-2255